



グローバル・エンプロイヤー・サービス イミグレーションと社会保障

2017 年の主要トピック

年が明け、イミグレーションと社会保障に関する新たな展開がベルギー（および EU 域内）において見込まれています。下記に主な 2017 年の変更点、留意点の概要を記します。

労働許可証取得のための最低給与額

2017 年 1 月 1 日より労働許可証は次の条件を満たす外国人に対して発行されます。

- 年間総給与額が EUR 40,124 を超える高度な資格を持つ被雇用者;

- 年間総給与額が€66,942 を超える経営的責任を担う外国人幹部

RSZ/ONSS と DIBISS/ORPSS の合併

2017年1月1日に被雇用者のためのベルギー社会保障機関 (RSZ/ONSS) と海外社会保障機関 (DIBISS/ORPSS) の合併が確定しました。RSZ/ONSS が主に DIBISS 拠出の収集を引き継ぎ、DIBISS 規定を適用する必要があります。DIBISS/ORPSS という名称はなくなり、単に OSS (海外社会保障スキーム) と表記されます。

2017年1月9日の週に当局から弊社へ独自に連絡を受けた情報によると、OSS 年金を資本化するための利率は(3,75%から2%へ) 減少し、性別を問わない計算方法が適用されるようになります。そのため、現在と同等の年金を保障するために、2017年2月から、より多くの拠出が支払われる必要があります。2017年2月1日から一般的な OSS スキームにおいて、最低月額拠出金は 312 EUR、最高拠出額は 1,897.25 EUR と設定されました。新たな月額最低額の 312EUR を超えて支払う雇用者は、月額拠出額を増額する意向がある場合 OSS に明示する必要があります。

自営業者の拠出率の減少

2016年からの税制改革の一環により、自営業者の拠出率が今後3年間で逡減します。

- 昨年までは、事業収入が拠出閾値 EUR 56,182.45 までの自営業者は、21,5%相当の拠出率を支払っていました。
- 2017年、年間の事業収入が EUR 56,182.45 を下回る自営業者の拠出率は更に0,5%引き下げた21%になり、2018年には更に20,5%に設定されます。高額報酬の自営業者の拠出率には変更ありません。また、自営業者として開業した場合の最初の三年間は、低い額が適用されます。この点に関する詳細情報は、2016年2月9日付のニュースレターをご参照ください。

欧州社会保障調整規則改定への提案

2016年12月、欧州本部はEU規則883/2004の幾つかの章を改定する提案書を提出しました。この規則は、国境を越える就労者に対して適用される社会保障ルールのルール、また、このような就労者が社会保障のベネフィット喪失を防ぐための枠組みを含んでいます。この提

案書では、A1 発行の手続きや A1 フォームに対しての異議申し立て、及び失業手当に関して調整をする規則が主な変更内容です。

また、高齢者、障がい者、疾病者に向けた「長期介護ベネフィット」の調整に関する章も導入されました。より詳しい情報は、法律事務所、ラガが発行の [2016 年 12 月 19 日付のニュースフラッシュ](#) をご参照ください。

ただし、EU 本部が提案書を提出後、実際に EU 法が施行されるまで長い期間を要するため、これらの変更が近々実現することはないと予測されます。

欧州域内駐在員執行指令の施行

イミグレーションに関する影響

2016 年内に（ベルギーも含め）多くの EU 諸国は国境を越える就労者に対する特別な規則や法制を新たに導入しました。これらの法整備は、欧州域内駐在員執行指令に沿って行われ、主に駐在員に対しての監視や規制を強化する手続きの導入、及び改善について扱われています。

今回、新たに導入された監視を強化する規則によって、駐在期間開始前に受け入れ国へいくつかの要件そった情報を提供することが義務づけられるようになりました。（ベルギーでは既にリモザ申請が義務づけられています。）この義務は、EU 域外からの駐在員も対象とされ、国によっては、新たなイミグレーション手続きが必要となりました。企業は、この新しいイミグレーション手続きに関して細心の留意が必要です。

こちらにトピックに関するより詳しい情報は、[2016 年 12 月 12 日付のニュースレター](#) をご参照ください。

ベルギーでの施行

2016 年 12 月 11 日付法により、欧州域内駐在員執行指令がベルギーの法に具体的に履行されます。下記が駐在員に対しての新しい規制になります。

- 査察機関や労働裁判所が、被雇用者が真に在員とみなされるかどうか、及び母国で十分な活動があるかという点を判断するために基準となる包括的ではない 2 つのリストが導入されました。

- 外国籍の雇用者は、視察官から依頼される場合には、特定の情報や契約書、就労時間表、給与証明書、給与支払い証明書、駐在期間を明記する文書等の社会的文書（オランダ語、フランス語、ドイツ語、または英語への翻訳を含む）を提出することが義務付けられました。今後のリモザ申告の項目欄に、当局が必要時に連絡をとることが可能な担当者名を記入する欄が新たに設けられることになりました。
- 建築業界における給与支払いに関する共同・個別の法的責任を追加するシステムが導入されます。
- 欧州域内駐在員執行指令を反映して、（ベルギーから他のEU加盟国、及びスイスに）駐在する被雇用者が自らの権利を守るために雇用者に対して法的・行政的訴訟を行う際にマイナスな影響が及ばないことを保障する規定が導入されます。
- 上記に記載する規則や法律に違反がある場合には、外国籍の雇用者に対してベルギー当局が特定の行政的制裁措置を課すこと、及び行政的罰金を徴収することが可能になります。

こちらのトピックに関して、より詳しい情報をご希望の方は、下記へご連絡ください。

ご連絡先

- 清島優里、ykiyoshima@deloitte.com, +32 2 600 61 19
- Mathias Lommers, mlommers@deloitte.com, + 32 2 600 65 44
- Mieke Douchy, adouchy@deloitte.com, + 32 600 67 79

[Replay past webinars](#)



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, tax and legal, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 225,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2017. For information, contact Deloitte Belgium.

[Subscribe](#) | [Unsubscribe](#)